

第 58 回 東京弁護士会市民会議 議事録

2025 年 3 月 4 日開催

議題 ① SNS の利用について

② 弁護士会主催の対外的活動に対する民間企業等からの協賛金の募集又はクラウドファンディングの利用

③ 公益通報制度について

出席者・市民会議委員（7 名） ※敬称略、肩書は 2025 年 3 月 4 日現在

今井 桂子（中央大学理工学部情報工学科教授）

清水 秀行（日本労働組合総連合会事務局長）

高松 和子（関西電力株式会社取締役）

中島 京子（小説家）

山本 一江（消費生活専門相談員）

渡部 尚（東村山市長）

渡辺 勉（朝日新聞社編集担当補佐）

第 58 回市民会議が、「① SNS の利用について② 弁護士会主催の対外的活動に対する民間企業等からの協賛金の募集又はクラウドファンディングの利用③ 公益通報制度について」というテーマで行われた。

① SNS の利用について

冒頭、当会の福崎聖子副会長から、オーストラリア議会では 16 歳未満の SNS 利用を禁止する法案が世界で初めて可決されたこと、日本でも闇バイトや誹謗中傷、いじめなどの問題があることから SNS について議論の必要があるとして提案理由を説明。意見交換では、次のような意見が出た。

(渡辺) いま一番緊急を要する問題だと思う。フェイクニュースが野放図に広がり過ぎ、市民社会の基盤を支える公正で民主的な選挙が揺さぶられてしまっている。アメリカ大統領選でもそうだし、兵庫ではヘイトスピーチによって亡くなる方が不幸なことに3人も出た。表現の自由などと言っている状況ではなくなっている。政治家もようやく公選法の改正に着手しているが、まだインターネットやユーチューブに関する改正には至っていない。この問題には、弁護士会もより積極的に取り組んでいただきたい。

(渡部) 非常に憂慮すべき事態ではある。一方で表現の自由の観点からは、難しいテーマでもある。自治体も SNS を利用して情報発信することは多々あるが、一度発信されたものが意図的に曲解されて流布するという経験している。何らかの規制等は今後必要と思うが、過度に規制をかけてしまう危うさもある。どの辺に着地点を見出すか、議論を重ねる必要がある。

(中島) 大変な問題だと思う。オーストラリアぐらいのことは必要なのかも。SNS は、人類がこれまで手にしたことのないナイフのようなもの。料理に使うものだが、凶器にもなり得る。教育がなされないままにすべての人が持てるようになってるのは、非常に危険な状態。

(今井) 現場の子どもたちを見ていると、携帯やスマホを手放せない状態で、仕組みを分からないまま使っている。メールは、手紙ではなくハガキ。管理者等の権限のある人は誰でも途中でも読める。そんな特性を知らないまま、個人情報まで書いてしまったりするような状況が一挙に広がってしまった。高校の現場でも、SNS に関わるトラブルが非常に多くなっている。使い方についてきちんとルールを守って、仕組みを分かって使うようにする教育が大事。

(清水) 何を規制するか。年齢か、内容か、発信者なのか、何の問題なのかをき

ちんと議論しないといけないが、持っていることそのものは規制できない。リテラシーや情報をしっかり分析する力をみるしかないのでは。ヘイトスピーチも同様の問題を抱えていて、規制はうまくいかなかったところがある。何を規制するのか、何が表現の自由なのかについて、しっかりと議論することが必要と思う。

(高松) SNS が便利なツールであることは確か。未成年に関しては「教育」の問題が大きく、ルールをしっかりと教育すべきだが、そのためには、学校なり家庭なりで誰でもアクセスすることができるツールが必要。内容に関して、きちんとした情報には何らかの証明を付けるような仕組みが必要だが、対策には時間がかかると思う。日本人に限らず、インプットされると全部信じてしまう人がいることに危機感を持っている。

(山本) ほぼ毎日、SNS を契機とした消費者被害の相談を受けている。匿名性が問題。誰とどういう契約をしたのかまったく分からない。相手が海外だと足取りがつかめない。お金を取られたらほぼ取り返せない。海外の事業者をどこまで規制できるか。SNS 業者にとっては見てくれれば見てくれるほど収益が上がる仕組みになっていて、これを消費者側がコントロールするのは難しい。

(渡辺) 何を規制するのかという問題については、プラットフォームの問題に収れんしつつある。国外にあるからといって規制できないのが問題。たとえば、明確な虚偽情報はプラットフォームにも分かるはずなので、責任をもってその検索順位を下げる、広告を付けないなどの措置をとらないといけない。メディアリテラシーだけでは追いつかない。デジタルプラットフォームが情報流通を支配し、リアル空間が歪みだしているのが問題の根源だ。

(中島) プラットフォーマーとはメタやグーグル、イーロン・マスクなどのことと思うが、現実的にどうやって規制をかけるのか。

(渡辺) 市民が団結して圧力をかけていくしかない。トランプ大統領の最大の資金源であるマスクについて、EU ではテスラの不買運動が起きて急激に売上が落ちている。国境を超えて市民が連帯し、国際世論を広げていくしかない。

(上田智司会長) SNS で人為的に世論を作ることができてしまう。それが正しいかどうか分からず、非常に危険な世の中になっている。あふれる情報の中で、何が正しいのか、お金で世論を作っているのをどうやって打破するか。まずはこうした状況を自覚することから始めなくてはいけない。

②協賛金及びクラウドファンディング

当会の町田行功副会長が提案理由を説明。弁護士会活動に対する市民の関心、特に若い世代の関心が必ずしも高いとはいえないところ、イベント開催で著名人などを呼んで人を集めるには資金が必要。民間企業から協賛金を募ったり、クラウドファンディングで資金を確保したいが、弁護士会が特定の企業や人間から資金を得ることに問題はないか、意見を求めた。

(渡部) 自治体ではふるさと納税の企業版というのがあり、結構多くの自治体が企業からお金を集めていて、当市(東村山市)でもいろいろな企業から頂いている。懸念されるのは、地方公共団体と特定の企業の結びつき。疑問を持たれないように、節度をもってやっていかないといけない。自治体でもクラウドファンディングを行うケースが増えているが、事業の目的などが共感を呼ぶような事業でないと、資金は集まらない。極めて公益性の高い自治体でも、企業版ふるさと納税だとかクラウドファンディングを行っていることは、参考にさせていただきたい。

(中島) 弁護士会が民間からお金を集めるというのは、ちょっと違うという感じ

は確かにある。でも、そういうことにしっかりお金を出す企業は偉いとも思う。クラウドファンディングについて、そもそも著名人を呼ぶのにお金がかかるというのはまずいのではないか。ただ、企業から協賛金を受けるよりは、受け入れやすいという印象がある。

(今井) ちょっと違和感がある。著名人というのはその人のイメージが大きいので、その人のイメージが落ちると、弁護士会のイメージまで落ちてしまうのではないか。

(町田副会長) 企業からの協賛金については、日弁連がガイドラインを作っている。出資するのは公共性のある団体でなくてはいけない。クラウドファンディングについては、あと何日であといくらとか管理をするのが難しかったりするので、弁護士会でもいろいろな意見がある。

(渡辺) 積極的にやっていいのではないかと思う。せっかくいい試みがあっても、それが広がらないともったいない。法治社会が崩れつつあるので、弁護士会にがんばっていただきたい。あまり厳正にやってしまうと活動が先細りになりかねない。

(廣瀬健一郎副会長) 当会の委員会で、有名人を呼んで若い人に企画を見てもらいたいと提案しても、意見が割れる。例えば、ある企業からお金をもらおうと、その企業と対立する政党が意見を聞いてくれなくなるおそれがあるという意見もある。そこでみなさんのご意見をうかがいたい。

(山本) お金を出してイメージをよくしたいという企業は、問題があることも多い。クラウドファンディングは、対価がないとなかなかお金を出してもらえない。ただ、内容が素晴らしければそれでいいという人もいるので、そこをどう考える

かだと思う。

(高松) 最初テーマを聞いた時に、民間企業と弁護士会がお金をやり取りするのはあり得ないだろうと思った。企業の目的は営利であるため、何か期待するものがあるはずで、慎重にやるべきでは。個人の名前でもらうのであれば問題はなさそうだが、クラウドファンディングでも、見返りは何かという問題がある。有名人を呼べば本当に若い人が集まるのか、という問題もある。タレントでイベントに色がつくのは良くないのでは。

(清水) 限られた範囲の中で限られた人が参加するのではなくて、多くの人に参加することは大事。広がりのある訴え方として、弁護士会がいろいろな方法に関わっていくのもありでは。

(町田副会長) われわれもトライアンドエラーをやりたいと思っているが、なかなかエラーを許してくれないところがある。

(上田会長) 弁護士会は会費で成り立っていて、お金を集めるという発想があまりなく、会費の中でやろうとしている。古いかもしれないが、それが弁護士会の矜持でもある。

(今井) 大学のイベントで、学生は授業があって参加者数が少なかったりするのに、外の方もいいですよとなると結構な人数が集まったりする。関心のある方に情報が届いているかという話ではないか。いっぱいある情報の中で、いかに必要な情報を伝えて、人に来てもらうか。

(清水) これだけ世の中で平和や人権が問われているなかで、弁護士会のそうしたイベントをどう拡散するか。付加価値を付けて、関心を持たない人にも広めな

いといけない。そこに有名な人が関わる場合もあると思う。

(鈴木善和次期会長) 日弁連でも人を集めるのに著名人を呼ぶというのは普通にやっていること。弁護士会全体としても否定しているものではないと思う。

(上田会長) 宣伝という意味では、夏に大学生に弁護士事務所体験をしてもらったりしている。法曹界に行く人の7割ぐらいは中高生のときに決めているので、お金をかけずにその層にアピールする必要もある。

③公益通報制度について

廣瀬副会長より提案理由の説明がなされた。公益通報制度改正案が閣議決定されたが、主な論点は二つ。一つ目は、体制整備義務の従事者を定めること及びその対象を労働者が300人超の企業のみとするものの是非。二つ目は、探索行為の禁止に罰則をつけるものの是非。改正案では、一つ目の論点では罰則が付くことになり、対象企業の労働者数は300人が維持された。二つ目の論点では、罰則は見送られている。この改正案及び弁護士会の姿勢についての意見を求めた。

なお、欠席した大島博委員からは、「一つ目の論点について、罰則規定に異論はない。300人超という適用範囲については引き続き検討すべきだが、いますぐ100人超にせよということではない。安価に活用できる外部の公益通報窓口代行サービスの充実など、企業の規模に合った体制づくりが必要だ。二つ目の論点について、探索禁止に異論はないが、罰則を要する程に反社会的行為かどうかは検討を要する」との意見が寄せられた。

(渡辺) 日本社会は内部通報者を裏切り者として扱いやすい。通報者は愛社精神から企業をよくするために通報していることを、もっと浸透させた方がいい。兵庫では犠牲者まで出た。内部通報の趣旨を広く伝える必要がある。気概のある内

部通報者を是非守ってほしい。

(渡部) 内部通報制度は自治体においても非常に重要。他の自治体で不正支出が内部からの通報で発覚したこともある。通報した人間が不利益を被ることはよくないので、今回の法改正そのものには異論がない。市としても、今後事業者として仕組みの整備をやっていかななくてはいけないと感じている。

(中島) 内部通報というと、やっぱり兵庫のことを思い出してしまう。亡くなられた方までいる。通報者を守らないといけない。探索行為の禁止は大事だと思う。

(今井) 大学にもこういった仕組みはもちろんあって、通報した人は絶対に守らないといけない。ただ、「不利益をとまなわなない探索行為」のイメージがよく分からない。不利益をとまなわなければ探索していいというのはどういう状況なのか。

(廣瀬副会長) 今回の法案は、正当な理由なく通報者であることを明らかにする行為等、通報者を特定する行為を禁止している。「正当な理由」の例としては、通報者がどの部署でどういう局面で不正を認識したのか明らかにしないと通報内容の信憑性に疑義がある場合などとされている。また、直接の罰則ではないが、通報から1年以内の解雇、懲戒処分は無効とする規定も設けられ、解雇や懲戒をした者には6月以下の拘禁刑なども用意されている。ただ、探索行為そのものについては罰を定めていない。不利益取扱いではない探索行為というのが相当に特定しにくいのはご指摘のとおりで、私も疑問がある。

(清水) 公益通報を保護するうえで、さまざまな規制が必要とは思う。どうしても兵庫が浮かんでしまうが、「これは公益通報ではない」と判断すれば、たとえ規制してもなんでもできてしまうのでは。労働組合の立場でいえば、解雇だとか

降格処分だとかできるとなれば、通報そのものができなくなってしまい、組織にも不利益。通報した人が自死してしまうような状況に鑑みると、何らかの強い規制が必要ではと個人的に思う。

(高松) 関西電力では不正のほとんどは内部通報が発端。企業にとって非常に重要な制度なので、それが分かっている企業は探索などしないと思う。通報者を特定する必要もない。探索行為を禁止する今回の改正は、懲戒処分の無効などもついてくるので、これはこれでいいのではないか。ただ、従事者の指定については、小さい会社では難しいという問題がある。100人規模の会社なら一人一人が何をしているのか見えてしまうので、誰が通報したかも分かかってしまい、従事者を指定することがいいことなのかどうか。外部に通報窓口を設置するというのもいいと思う。

(山本) 外部通報の窓口について、消費者庁がやっていることなので言いにくいですが、企業間の権力闘争に巻き込まれるのを嫌って、政府は罰則に慎重になっているのかなとも思う。

(廣瀬副会長) 弁護士会がそんなにみなさんの感覚と違ってないのかなとは思いう。多くの方が指摘した兵庫県知事の事件は、今回の改正に織り込まれていると思う。

(上田会長) 内部通報は会社の自浄作用。これが働かない会社は成長しない。通報制度をきちんと設けている会社は人を大事にしている。制度を利用してよかったといえるようになるといい。

④ 最後にひと言ずつ

(渡辺) 再審法改正がようやく国会で動き出した。ただ、法制審に諮問すると、

法務省が巧妙に立ち回って骨抜きにされるかもしれない。最後まで気を抜かずにご努力いただきたい。

(山本) SNSのデジタルプラットフォームについて、アマゾンなどに対して事故があれば販売を停止する協約などもできた。海外の企業であっても少しずつ規制が進んでいる。

(高松) 選択的夫婦別姓について、反対している自民党保守派の意見はまったく理解できない。選択的なのにどうしてダメなのか、その辺をぜひ説得してほしい。

(清水) 選択的夫婦別姓が通るか通らないかは大きな問題。AI法も重要では。高校生の選挙活動の制限についてはきちんと答えないといけない。法律が遅れている部分が相当あるので、国会外の議論で変えていく必要がある。

(今井) AIや翻訳ソフトについて、ネット上の嘘や誤訳がまかり通り、チャットGPTが言うことをまともに信じている人がいる。本当の情報にたどり着く方法を知らない。使う場をわきまえて、真実とそうでないものを見極める目を育てないといけない。選択的夫婦別姓については感情の問題ではなく、ビザが下りないとか、パスポートに旧姓しか入っていないとか、研究者が実際に不利益を被っている実情を知ってほしい。弁護士会にはぜひご支援を頂きたい。

(中島) 一市民として気になっているのは、選択的夫婦別姓、同性婚、外国人の人権。変わって来てはいるが、国会議員がデマを流したりしていて、排外主義の怖い感じもある。人権を守る弁護士の活動に期待したい。

(渡部) 市区町村の首長と話していると、災害の甚大化の話になる。災害法制は大きな災害のたびに改正されてきたが、首都直下地震で人命だけでなく人権を

どう守るか、生活再建をどう行うか、弁護士との法律相談の機会などをどうやって確保できるのか。平時から連携をとれる枠組みを作っていく必要があるのでは。

(廣瀬副会長) 東京三会は、一部の自治体と災害時の連携協定を結んでいる。必要があればいつでも情報を提供できる。

(福崎副会長) みなさま、1年間本当にありがとうございました。